

## 認可外保育施設等の場合

|               | 0歳㌔入                                     | 1歳㌔入 | 2歳㌔入 | 3歳㌔入                        | 4歳㌔入 | 5歳㌔入 |
|---------------|------------------------------------------|------|------|-----------------------------|------|------|
| 認可外保育施設       | <b>全国</b> <small>¥還</small><br>市民税非課税世帯で |      |      | <b>全国</b> <small>¥還</small> |      |      |
| 一時預かり         | 保育の必要性の認定を受けた場合のみ                        |      |      | 保育の必要性の認定を受けた場合のみ           |      |      |
| 病児・病後児保育      | 月合計 45,700 円まで                           |      |      | 月合計 40,300 円まで              |      |      |
| ファミリーサポートセンター | <b>無 償 化</b>                             |      |      | <b>無 償 化</b>                |      |      |



児童の保護者**全員**が前ページの「保育の必要性の認定について」の表のいずれかに当てはまる必要があります。  
お住まいの自治体で事前に施設等利用給付認定を受けてください。

### 注意

#### 3～5歳㌔入とは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。  
※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

#### 以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・食材料費（給食、おやつ等にかかる費用）
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

#### 認可の教育・保育施設を利用していない方が対象です

認可の教育・保育施設を利用している方は、認可施設の保育料が無償化の対象となっているため、認可外保育施設等を併用した場合の利用料は無償化の対象外です。

- ただし、幼稚園等を利用している方で、前ページの「幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合」に当てはまる方は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります（詳しくは前ページをご参照ください）。

**明石市民のみ**

- ・認可外保育施設を月64時間以上利用している第2子以降の児童で、本リーフレットのいずれにも当てはまらない場合は、月額2万円を上限とする「明石市認可外保育施設等保護者補助金」の対象となることがあります。
- ・一時預かり等を利用している0～2歳の第2子以降の市民税課税世帯の保育施設入所保留児童（待機児童）は、月額1万円を上限とする「明石市在宅子育て世帯臨時給付金」の対象となることがあります。

<お問い合わせ> 明石市こども育成室（利用担当）

電話：078-918-5092・5093 FAX：078-918-5293



## 幼児教育・保育 無償化制度のご案内

### 認可保育所等の場合

- ・認定こども園の保育所部分、
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）を含みます

アイコンの見方  
¥不 …支払不要、手続不要  
¥代 …限度額超過分のみ支払（法定代理受領）  
¥還 …一旦立替、後日返金（償還払い）

|                     | 0歳㌔入                                                                                           | 1歳㌔入 | 2歳㌔入 | 3歳㌔入                                                                                                      | 4歳㌔入 | 5歳㌔入 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 保育料                 | <b>全国</b> 有料<br>ただし市民税非課税世帯は無償<br><b>明石市民のみ</b> <small>¥不</small> 本市独自施策により<br><b>第2子以降は無償</b> |      |      | <b>全国</b> <small>¥不</small> <b>無 償 化</b>                                                                  |      |      |
| 副食費<br>（給食のおかず代相当分） | <b>全国</b> 保育料に含まれます<br><b>明石市民のみ</b> <small>¥不</small> 保育料に含まれるので<br><b>第2子以降は無償</b>           |      |      | <b>全国</b> 有料<br>ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降は免除<br><b>明石市民のみ</b> <small>¥不</small> 本市独自施策により<br><b>無 償 化</b> |      |      |

### 注意

#### 3～5歳㌔入とは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。  
※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

#### 以下の費用は有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費
- ・延長保育料
- ・主食費（給食のご飯・パン代。3～5歳㌔入のみ。0～2歳㌔入は保育料に含まれるため、もともと設定がありません。）

# 認可幼稚園等の場合

満3歳 3歳㌔ 4歳㌔ 5歳㌔

以下の費用が無償化

(満3歳から入園できる場合は満3歳から無償化の対象です。)

| 施設の種類<br>〔2026年10月現在<br>明石市内で当てはまる施設〕                    | 保育料                  | 入園料                                                  | 副食費<br>給食のおかず代<br>相当分                                     |
|----------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 新制度移行済の幼稚園<br>(錦江幼稚園)<br>※お住まいの自治体から1号認定を受けて利用する幼稚園のことです | 全国<br>無償化            | 全国<br>無償化対象外<br>入園料が必要な施設はこれまでどおり有料                  | 全国<br>有料<br>ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降は免除<br>明石市民のみ<br>無償化 |
| 認定こども園の幼稚園部分                                             |                      |                                                      |                                                           |
| 国立幼稚園<br>(神戸大学附属幼稚園)                                     | 全国<br>月額8,700円まで無償化  | 全国<br>入園初年度に限り、年間在籍月数で割った入園料(10円未満切捨)も保育料に含めることができます | 全国<br>有料<br>ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降は免除                  |
| 新制度未移行の私立の認可幼稚園<br>(明石市内にはありません)                         | 全国<br>月額28,000円まで無償化 |                                                      | 施設にお問い合わせください                                             |
| 特別支援学校幼稚部<br>(明石市内にはありません)                               | 全国<br>月額400円まで無償化    |                                                      |                                                           |

事前申込が必要

例 保育料月額6,100円、入園料31,300円の国立幼稚園を7月から利用する場合  
→入園料は在籍月数(7月から3月まで)の9で割って月額3,470円(10円未満切捨)、  
利用料月額合計は保育料6,100円+入園料3,470円=9,570円。  
9,570円のうち8,700円は無償、差額の870円は毎月保護者負担となります。

注意

## 事前申込が必要です

無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。

## 以下の費用は有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・PTA会費
- ・主食費(給食のご飯・パン代)
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

満3歳

3歳㌔

4歳㌔

5歳㌔

預かり  
保育料

全国 市民税非課税世帯で  
保育の必要性の認定を受けた場合のみ  
日額490円×その月の利用日数  
または月合計17,700円  
いずれか低い方の額まで  
無償化

全国 保育の必要性の認定を受けた場合のみ  
日額490円×その月の利用日数  
または月合計12,300円  
いずれか低い方の額まで  
無償化

明石市民のみ  
副食費も  
無償化

## 保育の必要性の認定について



児童の保護者全員が以下のいずれかに当てはまる必要があります。

| 保護者の状況   | 無料となる期間                                  |
|----------|------------------------------------------|
| 就労       | 月64時間以上働いている                             |
| 妊娠・出産    | 妊娠中または出産後で休養が必要である                       |
| 障害・疾病    | 病气やけが、または精神や身体に障害がある                     |
| 親族の介護、看護 | 月64時間以上、親族を介護または看護している                   |
| 修学       | 月64時間以上、大学・職業訓練校・専門学校等に通っている、または自宅学習している |
| 就職活動     | 就職活動を継続的に行っている                           |
| その他      | 災害からの復旧を行っている<br>児童虐待やDVのおそれがある          |

例1

預かり保育料が1時間200円で、ある月は3時間利用した日が15日間、2時間利用した日が5日間であった場合

→利用料月額合計は200円×3時間×15日+200円×2時間×5日=11,000円。  
うち限度額の490円×20日=9,800円は無償、差額の1,200円は保護者負担となります。

例2

預かり保育料が月額13,000円で、26日間利用した場合

→限度額を日額で計算すると490円×26日=12,740円となり、12,300円を超えるので限度額は12,300円。したがって12,300円は無償、差額の440円は保護者負担となります。

全国

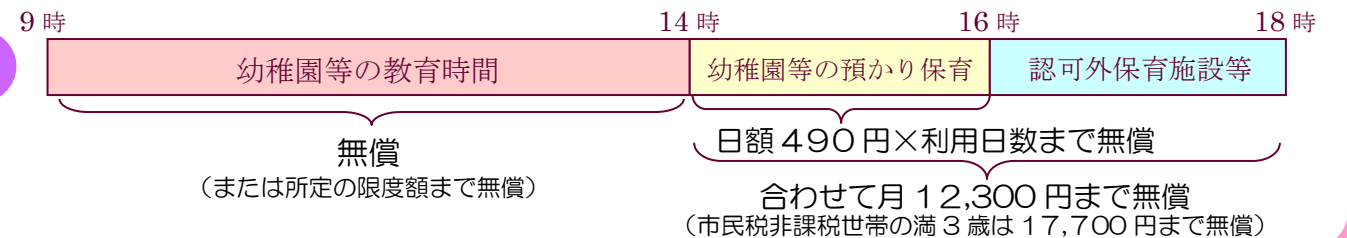
幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合

認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター)の利用料も無償化の対象となります。

ただし、開所時間が預かり保育時間を含め1日8時間未満

または 年間開所日数が200日未満 の幼稚園等を利用している場合に限ります。

例



注意

## 事前申込が必要です

預かり保育の無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。

## 以下の費用は有料です

- ・全国 預かり保育の時間中に提供される給食・おやつ代等
- ・明石市民のみ 預かり保育の時間中に提供される給食の主食費
- ・預かり保育の時間中に必要となる教材にかかる費用
- ・その他、預かり保育の時間中に必要となる実費費用